



災害対応支援車贈呈式を行いました！

(詳細は7ページ)

主な内容

- 令和2年度当初予算…………… 2
- 令和2年度の主な事務・事業…………… 3
- 令和2年第1回定例会／
最新のごみ処理施設について先進地研修を実施…………… 4
- カセットボンベは必ず中身を使い切って捨ててください！ 5
- 違反対象物の公表制度…………… 6
- 災害対応支援車贈呈式を行いました／
耳や言葉が不自由な方の119番通報について…………… 7
- お知らせ…………… 8

2020.4
第49号

予算総額は34億3,531万円

令和2年度の当初予算が、第1回議会定例会で次のとおり決まりました

令和2年度の予算額は34億3,531万円で、前年度と比べると3,836万円（1.1%）の減額となっています。この主な要因は、前年度に財務会計等システム・イントラネットシステム機器更新を行ったことによる関係経費の減、消防庁舎建設事業費の減などによるものです。

（※金額は1万円未満を四捨五入）

歳入

歳入の約94%を占める「市町負担金」は、前年度と比べて7,910万円（2.4%）減少しています。（右表：参照）

このほか、新ごみ処理施設整備事業及びはしご車購入事業に係る「国庫支出金」8,817万円、「清掃センターの使用料等」6,635万円、天草空港消防業務受託等の「県支出金」3,050万円などを計上しています。

市町負担金の内訳

（単位：万円・%）

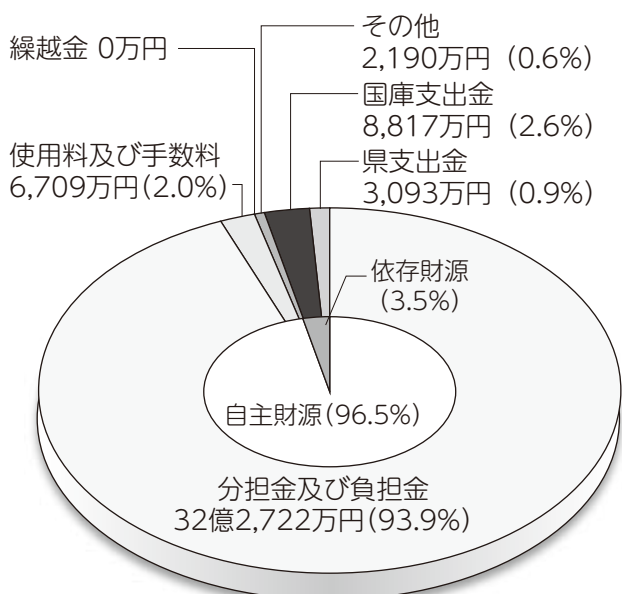
市町名	金 額	前年度比較	
		増減額	増減率
天草市	216,305	△ 5,634	△ 2.5
上天草市	82,404	△ 2,040	△ 2.4
苓北町	24,013	△ 236	△ 1.0
計	322,722	△ 7,910	△ 2.4

歳出

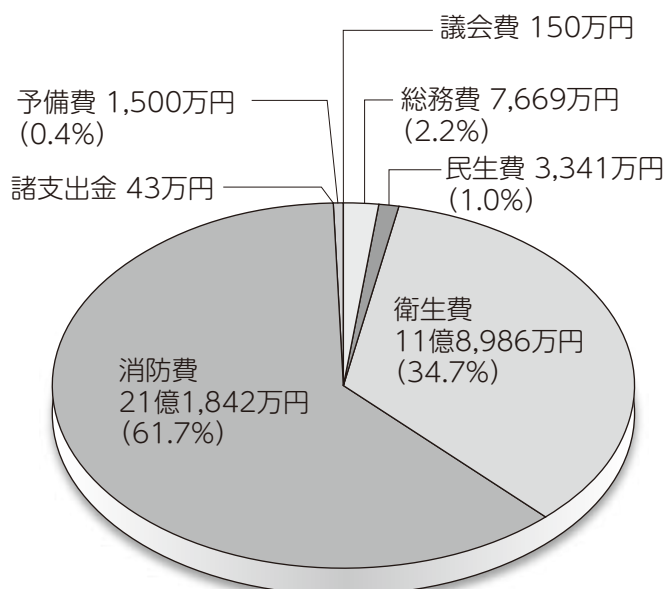
歳出については、第3次広域計画及び行政改革大綱に基づく、主要施策等の推進に必要な経費を計上しています。歳出予算中で最も大きな割合を占めるのは「消防費」で、常備消防の運営や、消防施設の整備、老朽化に伴う消防車両の更新などに伴う経費となっています。

続いて、ごみ処理施設を運営するための「衛生費」、総務費、介護認定審査会を運営するための「民生費」、「議会費」、「諸支出金」の順となっています。

【歳入】



【歳出】



令和2年度の 主な事務・事業

議会・総務関係

議会・監査事務や、広域連合の行財政運営及び会計処理事務を行うとともに、広域計画に基づく広域行政事務の調査研究を進めていきます。

- 議会運営費・・・・・・・・・・・・・150万円
- 総務運営費・・・・・・・・・・・・・7千669万円

民生関係

介護を必要とする高齢者の自立した生活を社会全体で支えるため、関係市町と連携し、保健、医療、福祉に関する学識経験者を委員とした介護認定審査会を開催します。

今年度は、天草圏域の6ヶ所で245回の審査会を開催し、約8,500件の審査を予定しています。

- 介護認定審査事業費・・・・・・・・・・・・・3千341万円

衛生関係

本渡地区清掃センター、松島地区清掃センター及び最終処分場については、周辺地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、点検等を十分に行い、計画的な補修工事を実施し、適正な管理運営に取り組みます。

また、関係市町と連携し、更なるごみの減量化及びリサイクルを推進していきます。

新ごみ処理施設の整備につきましては、住民皆様のご理解を得ながら、早期完成を目指し事業を進めていきます。

- 清掃事務費・・・・・・・・・・・・・5千315万円
- 本渡地区清掃センター運営費
・・・・・・・・・・・・・5億7千280万円
- 松島地区清掃センター運営費
・・・・・・・・・・・・・2億8千200万円
- 最終処分場運営費・・・・・・・・・・・・・6千662万円
- 廃棄物再生処理施設運営費
・・・・・・・・・・・・・5千768万円
- 施設整備費・・・・・・・・・・・・・1億5千762万円

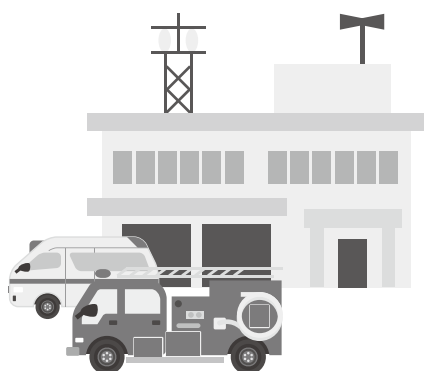


消防関係

複雑・多様化する災害、救急要請に対応するため、消防隊員、救急救命士の養成、確保を図るとともに、各種資機材を更新し災害対応能力の向上に努めます。

また、各種車両の配備を行い、総合的な消防力の強化に取り組みます。

- 常備消防運営費・・・・・・・・・・・・・18億4千158万円
- 消防施設整備事業費
・・・・・・・・・・・・・2億4千635万円
- 天草空港消防業務受託事業費
(はしご車・資機材搬送車の購入など)
・・・・・・・・・・・・・3千50万円



※金額は、1万円未満を四捨五入。

令和2年 第1回定例会

第1回定例会が2月14日(金)及び19日(水)に開催され、次の4議案について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

- 天草広域連合附属機関設置条例及び天草広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 天草広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 令和元年度天草広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 令和2年度天草広域連合一般会計予算

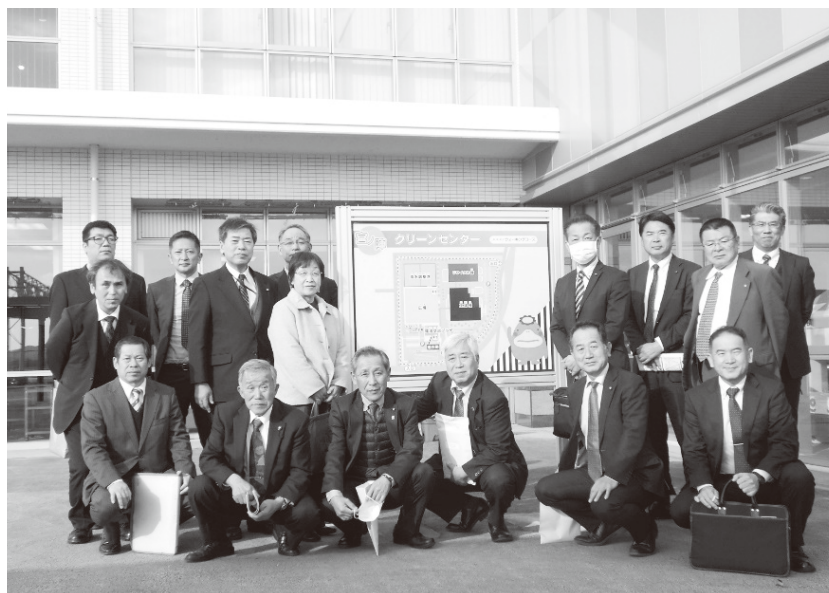


最新のごみ処理施設について先進地研修を実施

広域連合議会では、新ごみ処理施設の建設に向けて識見を高めるため、2月6日(木)から7日(金)にかけ宮ノ陣クリーンセンター(福岡県久留米市)及び糸島クリーンセンター(福岡県糸島市)への先進地視察を実施しました。

宮ノ陣クリーンセンターは、ごみ焼却を安全かつ安定的に処理できる施設として、厳しい排ガス基準の設定や災害廃棄物置場としての機能をもつ広場を所有しており、糸島クリーンセンターは、ごみの熔融処理で生成されるスラグ(可燃ごみからできる人口の砂)を建設資材等に資源化している施設でした。

両施設とも、天草広域連合における新ごみ処理施設の処理方式等を検討するうえで参考となりました。



▲宮ノ陣クリーンセンターにて

カセットボンベは 必ず中身を使い切って捨ててください！

●カセットボンベを使い切ったもの



カセットボンベの中身の確認方法
シャカシャカ音がしたらまだ中身が入
っています。



中身がないと確認できたら



シャカシャカ音がしなくなったら
穴をあけて資源ごみに出してください。

●カセットボンベにサビ等があるもの



中身がある場合



慎重に穴をあけて不燃ごみに出してください。

もし中身が
入っていたら

ごみ収集車のガス漏れ火災や、清掃センター
の爆発事故につながります。
安全のためにもご協力をお願いします！



⚠ 重大な消防法令違反の建物を公表する 「違反対象物の公表制度」

公表制度とは

建物を利用する方が自らその建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう、消防本部が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度で、当本部でも令和2年4月1日からホームページでの公表を開始しました。

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



公表の対象となる 建物

飲食店・百貨店・宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物などです。

公表の対象となる 違反

消防法令により建物に設置が義務付けられているにもかかわらず、以下の消防用設備等が設置されていない重大な消防法令違反です。

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備

公表の 内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 公表の対象となる違反の内容
- ④ その他必要事項



天草広域連合消防本部ホームページ
<http://amakusa-kouikirengo.or.jp/syobou/>

上記の天草広域連合ホームページ消防本部サイトの
「違反対象物の公表制度」のバナーをクリック

災害対応支援車贈呈式を行いました

創立70周年を迎えられた天草信用金庫様から地域還元事業の一環として、
『災害対応支援車』を寄贈していただきました。

令和2年1月21日(火)、天草広域連合中央消防署にて行われた式典では、寄贈者である天草信用金庫の山田清和理事長から中村五木広域連合長へレプリカキーの引き渡しのあと、広域連合長から天草信用金庫様へ感謝状を贈りました。この車両は、主に緊急消防援助隊など災害派遣時の交替要員の輸送用として活用するほか、職員の研修出向時等幅広く活用します。



耳や言葉が不自由な方の119番通報について

天草広域連合消防本部では、聴覚または音声・言語に障害がある方でも安心して119番通報ができるように「FAX119」「メール119」を導入しています。

「FAX119」とは、自宅等のFAXから専用の用紙を利用して消防本部へ119番通報を行うことができるサービスです。



「メール119」とは、携帯電話や自宅パソコンからメールを利用して消防本部へ119番通報を行うことができます。



これらのサービスを利用するためには事前の登録が必要となります。

詳しい内容については、

天草広域連合 消防本部 指令課(☎0969-22-0119・FAX0969-24-3229)

若しくは、各市町の福祉担当課へお問い合わせください。

令和2年度 第1回 甲種防火管理新規講習会 開催

消防法により、一定の事業所には「防火管理者」の選任が義務付けられています。
「防火管理者」は全国共通の資格です。

と き 6月10日(水)・11日(木)の2日間

ところ 天草広域連合消防本部 3階大会議室 (天草市本渡町広瀬1687番地2)

定 員 60名(定員に達し次第締め切ります)

受講料 4,000円

申込み後に納付書を郵送しますので、5月28日(木)までに納付してください。

申込方法 4月23日(木)から30日(木)までに、申込書に6ヶ月以内に撮影した写真(上半身縦3cm×横2.5cm)を添えて、お近くの消防署または分署へ提出してください。

その他 第2回甲種防火管理新規講習会は、9月に開催予定です。

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和元年7月、京都府京都市伏見区で人的被害を伴った爆発火災が発生したことを受け、同様の事案の発生を防ぐために、ガソリンスタンドでは、ガソリンを容器に詰め替えて購入される方に対し、購入される方の本人確認(運転免許証の提示など)、使用目的の確認などをすることが消防法で義務付けられました。(令和2年2月1日施行)

ガソリンの適正な使用のために、ご理解とご協力をお願いします。



住宅用火災警報器の設置、維持管理を！

住宅用火災警報器の設置は、消防法及び火災予防条例で義務付けられています。
大切な家族と財産を守るため、必ず設置しましょう。

また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の故障やバッテリー切れなどで、火災を感知できなくなることがあります。10年を目安に新しい住宅用火災警報器に交換しましょう。



天草広域連合

〒863-0001 熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2
TEL : 0969-24-3188
FAX : 0969-24-2726
HP <http://amakusa-kouikirengo.or.jp/>